

運行管理者資格者証認定交付申請の手続きについて

道路運送法第23条の2第1項第2号及び貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号の規定により、一定の実務経験及び要件を備える方は、各業態に該当する運行管理者資格者証の交付申請を行うことができます。

1. 資格要件（次の1号又は2号に該当すること）

- 〔1号〕 表1の資格者証の種別に応じた事業毎の運行管理に関する実務経験が通算で5年以上有り、**かつ、その間に**講習認定機関が実施する「運行管理に関する講習（運行管理者基礎講習及び一般講習をいう）」を5回以上受講していること。ただし、講習受講5回中最低1回は基礎講習を受講していること。（表2参照）
- 〔2号〕 表1の資格者証の種別に応じた事業毎の運行管理に関する実務経験が1年以上有り、かつ、国土交通大臣が告示で定める職務（運行管理者講習等の専任講師）に2年以上従事した経験を有すること。

（表1） 認定申請する資格者証に対する実務経験の種類

	資 格 者 証 の 種 類	運行管理に関する実務経験の種類
旅 客	一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗合旅客自動車運送事業
	一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	一般乗用旅客自動車運送事業
	特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	旅客自動車運送事業の全て
貨 物	貨物自動車運送事業運行管理者資格者証	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 特定第二種貨物利用運送事業

※「旅客」の資格者証は旅客運行管理者試験合格者のみに交付しており、認定では交付をすることができません。

※「貸切」の資格者証は、認定では交付をすることができません。

（表2） 運行管理者講習受講算定の適合及び不適合の例

適 合 例 ①	種別 \ 年度	1	2	3	4	5
	一般講習		○	○	○	○
	基礎講習	○				
	実務期間	←————→				

適 合 例 ②	種別 \ 年度	1	2	3	4	5	6	7	8
	一般講習		○		○		○		○
	基礎講習	○							
	実務期間	←————→		×	←————→				

不 適 合 例 ①	種別 \ 年度	1	2	3	4	5
	一般講習		○	○	○	○
	基礎講習					○
	実務期間	←————→				

不 適 合 例 ②	種別 \ 年度	1	2	3	4	5	6	7	8
	一般講習				○	○	○	○	○
	基礎講習		○						
	実務期間	×	×	×	←————→				

※注1 同一年度内は複数回（基礎1回と一般1回等）受講しても1回しか認められません。

注2 運行管理に関する実務を行っていない期間の受講は認められません。

注3 実務期間が中断していても合算で5年以上有り、その間に所定回数以上の講習受講があれば、認められます。

注4 平成19年4月1日以降の実務経験は、補助者として選任され、実際に運行管理に携わっていた期間となります。

2. 交付申請に必要な書類等

- (1). 運行管理者資格者証交付申請書（別紙、第2号様式）
交付手数料（270円の収入印紙）を所定の位置に貼り付けて下さい。
- (2). 申請する資格者証の種別に応じた事業の運行管理の実務経歴証明書
複数の事業所に所属していた場合は、それぞれ1社毎に1部ずつ添付して下さい。
- (3). 講習認定機関が交付している「運行管理者等指導講習手帳」の写し又は修了証明書の写し
申請する本人の基礎講習と一般講習の受講状況が明確に確認できるようにして下さい。
- (4). 自動車運転免許証又はマイナンバーカードの写し（表面のみ）又は住民票の本通
運転免許証の住所変更等をしていない場合は、住民票を添付して下さい。
- (5). 資格者証の交付には申請から概ね3週間程度を要します。
郵便での返送希望の方は、切手を貼付した返信用封筒（A4サイズの手紙が入る大きさのもの（角形2号封筒等）。簡易書留の場合530円、レターパックも可）を申請書類と一緒に提出して下さい。なお、支局窓口で直接受け取りに来られる方は不要です。

3. 申請書記入にあたっての注意事項等

- (1). 申請書に記載する住所及び氏名は、簡略化せずに運転免許証又は住民票に記載されているとおり、正確に楷書で記載して下さい。
- (2). 収入印紙は、申請書の所定の位置に貼り付け、割印等はしないで下さい。また、270円を超えて300円等の収入印紙を貼る場合は印紙の右隣に「過納承認」と記載して下さい。
- (3). 書類不備等があった際は連絡が必要ですので、申請書下部の備考欄には、日中に確実に連絡がとれる勤務している会社名及び電話番号等(自分の携帯電話でも可)を記載して下さい。
- (4). 申請書の控えが必要な方は、自分で申請書をコピーして下さい。

4. 申請書類等に関する問い合わせ先

- (1). 申請書の郵送先及び資格要件等に関する問い合わせ

東北運輸局 福島運輸支局
検査・整備・保安部門 保安担当

〒960-8165 福島市吉倉字吉田54
TEL 024-546-0345
(音声案内が流れます。番号「2」を押してください)

- (2). 運行管理者講習等に関する問い合わせ

○独立行政法人 自動車事故対策機構 福島支所
〒960-8031 福島市栄町7-33 トヨタビル8F
TEL 024-522-6626

○株式会社 富久山自動車教習所
〒963-8061 郡山市富久山町福原字水穴1
TEL 024-922-8070

○株式会社 平中央自動車学校
〒973-8401 いわき市内郷小島町天ノ田15-2
TEL 0246-26-3429